

関係各位

2017年12月28日

ロッテの経営正常化を求める会  
株式会社光潤社  
代表取締役社長 重光宏之

韓国における重光昭夫氏に対する有罪判決及び贈賄罪判決予定について

ロッテグループにおける一連の経営上の問題において、お客様、お取引先、社員とご家族及びロッテグループを支えて下さっている皆様にご心配をおかけしています事を深くお詫び申し上げます。

既に日本においても多数報道されておりますとおり、株式会社ロッテホールディングス（以下「ロッテ HD」といいます。）の代表取締役副会長であり、韓国ロッテグループの代表でもある重光昭夫氏は、2017年12月22日、韓国ソウル中央地方裁判所において、横領及び背任の罪で懲役1年8か月、執行猶予2年の有罪判決を受けました（なお、重光宏之は過去に韓国ロッテグループ系列会社の役員として報酬を不当に受け取ったとして韓国検察より起訴されておりましたが、2017年12月22日、韓国ソウル中央地方裁判所より、無罪判決が言い渡されております。）。このように、ロッテ HD にとって重要な子会社である韓国ロッテグループにおいて、日韓双方における代表者の地位にある者が業務に関連して横領及び背任の罪で有罪判決を受けたことは、極めて憂慮すべき事態であります。

そうした状況にもかかわらず、現在のところ、ロッテ HD の現経営陣は今回の有罪判決に対して、メディア等を通じて、判決の内容を確認次第適切に対応するという趣旨の声明を出したのみで、ステークホルダーの皆様に向けて直接には何ら説明はなされておらず、また、社外取締役を含む取締役会等が、有罪となった重光昭夫氏の責任を厳しく糾していくという動きも見受けられません。

また、上記横領及び背任の罪にとどまらず、重光昭夫氏は、朴槿恵前韓国大統領の友人である崔順実（チェ・スンシル）被告に対する贈賄の罪で起訴されており、2017年12月14日の公判において、懲役4年、追徴金70億ウォンを求刑されております。この事件について、2018年1月26日には、韓国ソウル中央地方裁判所において重光昭夫氏に対する判決が下されることが予定されています。

ロッテグループは、創業以来、日本において約70年に亘り事業を展開し、お客様やお取引先など多数のステークホルダーの皆様を支えられ、今日のリーディングカンパニーに成長させていただくことができました。それにもかかわらず、ロッテ HD の代表取締役の地位にある者が業務

上の行為で横領及び背任の罪で有罪判決を受け、また、贈賄罪で起訴され判決を控えた状態にありながら、企業として何ら責任及び処分を明確にすることもなく、また、ステークホルダーの皆様に対して何ら説明責任を果たそうとしない不誠実な姿勢は、長年にわたりステークホルダーの皆様から頂いてきた信頼を裏切るものに他なりません。

重光宏之及び光潤社といたしましては、従前に比してより一層ロッテの経営正常化が求められているものと受け止め、ロッテグループの社員とそこご家族ほか関連するステークホルダーの皆様のために、現在の危機を収束させ、早期の経営正常化を実現しなければならないと考えており、今後、事態の推移を見極めながら、適切に対応いたします。

以上